

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要 <府下市町村>

| 自治体名 | 要援護者名簿登録対象者 | | | 要援護者名簿登録状況 | | |
|------|-------------|----|--------------------|------------------------------------|--|--|
| | 身体 | 知的 | 精神 | 児 | 難病 | 高齢 |
| 大阪市 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存が高い方 | 人工呼吸器装置等、医療機器等へ の依存が高い方 | 要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上。視覚障が い、聴覚障がい、3・4級、言声言語機能3級、肢体不自由(重したい 肝機能障害)3級 | その他／特記事項 要介護3 ①70歳以上の独居または世帯員全員が70歳以上で要支援1・2 または要介護1・2、②障害者及び高齢者緊急通報システム登録者 |
| 堺市 | 2級 A | 1級 | 研究事業対象疾患 | | | |
| 能勢 | | | 支援が必要なもの | | 介護認定の有無関係なし | |
| 池田 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | 特定疾患対象疾患 | 要介護3 75歳以上で構成される世帯 | |
| 箕面 | 2級 A | | | | | 140,000 要介護3 75歳以上独居または75歳以上の世帯、2歳未満の子ども、妊娠届 提出後1年以内の者 |
| 豊中 | 2級 B2 | | 発達障害児 | | 要介護3 概ね65歳以上で一人暮らしの者で、かつ、災害時の自力避難に不 安を抱く者 | 13,246 作成中 |
| 茨木 | 2級 A | 2級 | | | 要介護3 75歳以上の独居または75歳以上の者のみ | 未作成 所管担当課でそれぞれの人数を把握 |
| 高槻 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | 難病患者であつて障害者手帳及び 以下の高齢者に該当する者 | 要介護4 65歳以上独居 | |
| 三島 | 3級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | 研究事業対象疾患で重症患者の認 定をうけている者 | 要介護3 65歳以上の独居または65歳以上の者のみ | |
| 吹田 | 2級 A | 1級 | | | 要介護3 65歳以上の单身世帯または65歳以上の世 帯員 | 1,670 1,370 270者に含む 2,602 |
| 枚方 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | | 要介護3 65歳以上の单身世帯または65歳以上の世 帯員 | 5,966 7,231 |
| 交野 | 2級 A | 1級 | | | 要介護3 65歳以上の单身世帯または65歳以上の世 帯員 | |
| 寝屋川 | 2級 A | 1級 | | | 要介護3 65歳以上のひとり暮らし、その他の災害時支援が必要な者 | |
| 北河内 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | 障害者総合支援法による障害者 サービスを受けている難病者 | 要支援1 安心緊急通報システムを利用する者。 難病患者で希望する者 | 2,568 770 174 登録中 約2000名(高齢・障がいとの重複、障害種別の重複があるため総数で回答) 対象となる範囲は設定し名簿は現在作業中 |
| 守口 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 門真 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | 緊急医療キット登録者、65歳以上の独居者、75歳以上の世 帯員 | 要介護3 市町が必要と認めた場合 | 8,546 要支援1 安心緊急通報システムを利用する者。 難病患者で希望する者 |
| 四條畷 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 大東 | 2級 A | 1級 | | | | |

| 自治体名 | 要援護者名簿登録対象者 | | | 要援護者名簿登録状況 | | |
|------|-------------|----|----------------|---------------------------------|---|--|
| | 身体 | 知的 | 精神 | 児 | 難病 | 高齢 |
| 東大阪 | 2級 A | 1級 | 身体、知的、児 の依存 | 研究事業対象疾患 | 要介護3 75歳以上ひとり暮らし高齢者のみの世帯 | 8,817 1,461 418者に含む 3,005 32,109 関係なし |
| 中河内 | 2級 A | 1級 | | | 要介護3 本人、家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な 状況にあると判断された者で避難行動を支援者名簿への掲載を希 望する者 | 1,700 1,104 295 128 85 2,378 |
| 八尾 | 2級 A | 1級 | | | 要介護4 登録を希望する者たちから必要と認められる者 | 3,706名分。要介護認定3～5・1,305名、身体・知的・精神障がい者2,458名、安否 確認制度登録者597名、これから重複564を除いた人數 |
| 柏原 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 和泉 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 泉北 | | | | 対象者は特に定めていない | | 未定 743 |
| 忠岡 | 2級 A | | | | 要介護3 75歳以上の者ののみの世帯 | 243 24 311 479 |
| 岸和田 | 2級 A | 1級 | 重度障害のみ | | 要介護3 以外の要配慮者のうち自ら支援を希望し、支援者への個人情報 の提供に同意した者 | 1,228 2,832 |
| 貝塚 | 3級 B2 | 3級 | 障害児 | 難病患者 | 要介護3 80歳以上で希望する者。すべてにおいてこの範囲以外の方を拒む 付ける | |
| 熊取 | 2級 A | 1級 | 身体、知的の障害 | | 要介護3 70歳以上のみで構成されている世帯、災害時の自主避難不安を 抱く者で軽長が必要と認めた者 | |
| 泉佐野 | 2級 A | 1級 | | 調整中 | 要介護3 65歳以上のひとり暮らし、その他支援が必要な者 | 重複者除く実人員総数6,135人、身体障害1,887人、知的障害319人、精神障害 74人、高齢者2,835人、要介護3～5・1,889人 |
| 田尻 | 2級 内部疾患除く A | 2級 | | | 要介護3 その他については未定 | |
| 泉南 | | | | 対象者検討中 | | 対象者検討中 |
| 阪南 | 2級 A | 1級 | | 研究事業対象疾患 | 要支援1 65歳以上独居高齢者のみ世帯 | |
| 岬 | | | | | 検討中 | 0 0 0 0 0 0 0 |
| 松原 | 2級 A | 1級 | | 特定疾患対象疾患 | 要介護3 災害時の避難に支援が必要な人 | 57 57 37 94 |
| 羽曳野 | 2級 A | 1級 | | 特定疾患対象疾患 | 要介護3 65歳以上の独居の人、その他災害時の避難に支援が必要な人 | 5,954 |
| 藤井寺 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 南河内 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 太子 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 河南 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 千早赤阪 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 富田林 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 大阪狭山 | 2級 A | 1級 | | | | |
| 河内長野 | 2級 A | 1級 | | 障害者総合支援法による難病者 サービスを受けている難病者 | 要支援1 65歳以上単身 | 1,389 |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈府下市町村〉

| 自治体名 | 管理・保管 | 要援護者名簿 | | 要援護者の名簿を表示する場合の理由・その他の自由記述 |
|------|--|---|--|--|
| | | 活用者 | 必要に応じた開示 | |
| 大阪市 | 消防署、各区役所、要請のあつた自主防災組織(同意を得たもののみ) | 消防署、各区役所、自主防災組織 | 未定 | 自主防災組織を確立し、個人情報を保護を適正に取扱い、要援護者の支援に取り組んでいる地域から情報提供依頼がある場合に、要援護者本人または家族の同意を必ず得た上で、その情報を提供することにしています。 |
| 堺市 | 防災担当部、福祉担当部、区役所、区役員、校区福祉委員会 一、民生委員、校区福祉委員会 | 防災担当部、福祉担当部、区役所、区役員、社会福祉協議会 一、民生委員、校区福祉委員会 | 未定 | 個人情報を保護条例により開示しない |
| 能勢 | 未定 | 未定 | 未定 | その他 |
| 豊能 | 福祉担当部、消防署、民生委員 | 防災担当部、福祉担当部、民生委員、社会福祉協議会 | 未定 | |
| 池田 | 防災担当部 | 作成する方向で検討中 | 検討中 | |
| 豊能 | 防災担当部、消防署、福祉部局、各地区的避難所 | 作成済み | 消防防災委員会 | 開示しない |
| 豊中 | 福祉担当部、消防署、民生委員、校区福祉委員会、一定の条件を満たす名簿提供可能団体 | 予定なし | 福祉担当部、消防署、保健所、自治会長、民生委員会、一定の条件を満たす名簿提供可能団体 | 大災害時に限定し使用することを前提に作成・保管しているため |
| 茨木 | 未作成 | 未定 | 消防防災委員会 | 原則開示する |
| 高槻 | 防災担当部、福祉担当部、本年度より地域に提供することに同意を得た要援護者の名簿を民生委員等に提供 | 作成済み、26年3月 | 防災担当部、福祉担当部、民生委員、校区福祉委員会、その他(必要に応じて判断する) | 但し、必要と判断した場合において |
| 三島 | 福祉担当部 | 予定なし | 福社担当部、消防署、民生委員 | 未定 |
| 吹田 | 未定 | 予定なし | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長 | 未定 |
| 摂津 | 福祉担当部、自治会長 | 作成する方向で検討中 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員 | 開示しない |
| 枚方 | 福祉担当部 | 防災計画の改正と併せて検討中 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長当地域のりーだー、民生委員、定められた支援者 | 原則開示する |
| 交野 | 福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長当地域のりーだー、民生委員、定められた支援者 | 市内24地区で違うため、地区で統一してある | 福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長当地域のりーだー、民生委員、定められた支援者 | 個人情報を保護のため原則開示しません |
| 寝屋川 | 防災担当部、福祉担当部、自治会長 | 予定なし | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会 | 未定 |
| 北河内 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、大阪府、民生委員、自主防災組織、社協 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、消防団、自主防災組織、その他活用する必要が認められる場合 | 未定 |
| 守口 | 防災担当部、福祉担当部 | 作成する方向で検討中 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、保健所、警察、自治会長、未定 | 未定 |
| 門真 | 防災担当部、福祉担当部 | 作成中、27年3月 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長当地域のりーだー、民生委員、定められた支援者、自主防災組織、社会福利法人福祉協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター | 開示しない |
| 四條畷 | 防災担当部、福祉担当部 | 作成する方向で検討中 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福利法人福祉協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター | 平常時避難行動要綱に基づく |
| 大東 | 防災担当部 | 未定 | 未定 | 四条畷市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づく |

| | | | | | |
|------|---|---|------------|---|--|
| 東大阪 | 中河内八尾 | 福祉担当部・消防署・自治会長・民生委員・校区福祉協議会(委員長・副委員長のみ)・社会福祉協議会 | 作成済み・20年8月 | 福祉担当部・消防署・自治会長・民生委員・校区福祉協議会・社会福祉協議会、自主防災組織、警察署等 | 原則開示する |
| 柏原 | 福社担当部 | 作成中 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、民生委員 | 開示しない 個人情報保護のため |
| 和泉 | 未定 | 作成中・27年3月 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部 | 原則開示する |
| 高石 | 未定 | 作成する方向で検討中 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉協議会 | 災害時以外は必要最小限の開示をするため |
| 泉大津 | 福社協議会 | 作成済み・予定なし | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉協議会 | 個人情報の保護のため |
| 忠岡 | 防災担当部、地域のリーダー | 作成済み・26年8月 | 未定 | 防災担当部、地域のリーダー、民生委員、定められた支援者 | 個人情報の保護のため |
| 岸和田 | 防災担当部・消防署・自治会長・民生委員 | 作成中・27年3月 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉協議会 | 提供する範囲を限定した上で登録者の同意を得ているため、原則、上記回答意外には開示しない。 |
| 貝塚 | 防災担当部・自治会長・民生委員への提供の場合は地域の代表者が管理) | 作成済み・24年4月 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、定められた支援者 | |
| 熊取 | 福祉担当部・自治会長・定められた支援者 | 作成済み・22年12月 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者 | 原則開示する |
| 泉佐野 | 防災担当部・福祉担当部・消防署・自治会長・民生委員、校区福祉協議会委員会、定められた支援者 | 作成済み・26年4月 | 未定 | 消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者 | 原則開示する |
| 田尻 | 防災担当部・福祉担当部・定められた支援者 | 作成する方向で検討中 | 未定 | 定められた支援者 | 本人の同意を得て開示 |
| 泉南 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 阪南 | 防災担当部・福祉担当部・自治会長・民生委員・校区福祉委員会 | 作成済み・26年3月 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会 | 未定 |
| 岬 | 未定 | 予定なし | 未定 | 未定 | 未定 |
| 松原 | 防災担当部・福祉担当部 | 作成する方向で検討中 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部 | |
| 羽曳野 | 福祉担当部・消防署・自治会長・民生委員・校区福祉協議会・社会福祉協議会 | 未定 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会 | 未定 |
| 藤井寺 | 未定 | 作成中・27年3月 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 太子 | 未定 | 作成する方向で検討中 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 河南 | 福社協議会 | 防災担当部・福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会 | 作成済み・26年5月 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会 | 原則開示する |
| 千早赤阪 | 福社担当部・民生委員 | 未定 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、民生委員 | 開示しない 個人情報保護条例による |
| 富田林 | 福社担当部・消防署・自治会長 | 作成中・災害時要援護者支援プランを改正予定 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員 | 原則開示する |
| 大阪狭山 | 防災担当部、自主防災組織代表者 | 未定 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、自衛隊 | 開示しない 個人情報について開示する範囲を限定し同意を得ているため |
| 河内長野 | 防災担当部、福社担当部、消防署、自治会長等地区のリーダー | 未定 | 未定 | 防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、自衛隊 | 未定 |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈府下市町村〉

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|---------|--|---|--------------------|--------------------|------------------|-----------------|
| 東大阪 | 80/80 | 4/80 | 80/80 | 14/80 | 設置予定 | 要保護者が避難生活を続けることが困難となった場合に、相談等の生活支援が受けられる福祉避難所への異動を行う | 法改正に的づく指定は改めない、法改正以前の福祉避難所ごとに協定は有。 | 公設福祉施設、民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成している |
| 中河内 | 39/44 | 2/44 | 44/44 | 44/44 | 予定していない | | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 八尾 | 15/31 | 9/31 | 23/31 | 未定 | | 避難所となる小・中学校に設置している防災備蓄倉庫に、簡易ドアを使用時に活用する身障者用テントを備えている。また、要支援者を判断するための目印としても用いられる差し替え式防災ベストを納入予定 | している | 公設福祉施設、民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 柏原 | 和泉 | 31/31 | 6/31 | 31/31 | 未定 | | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 北 | 高石 | 7/7 | 6/7 | 7/7 | 5/7 | 未定 | している | 公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設 | 民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設 | 完了している | 作成していない |
| 泉北 | 泉大津 | 11/11 | 3/11 | 11/11 | 8/11 | 予定なし | している | 公設福祉施設、福祉施設以外の民間施設 | 民間福祉施設 | 行わない | 作成していない |
| 忠岡 | 忠岡 | 6/7 | 2/4 | 6/7 | 6/7 | 設置予定17か所 | している | 民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 行わない | 作成していない |
| 岸和田 | 岸和田 | | | | | 予定している | 今後予定 | 公設福祉施設、民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 作成中・27年3月 | |
| 貝塚 | 貝塚 | 25 | 4 | 22 | 22 | 未定 | している | 公設福祉施設、民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 建設省に向け今年度から調査に着手 | 作成していない |
| 熊取 | 熊取 | 8/8 | 0/2 | 8/8 | 8/8 | 予定なし | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 泉佐野 | 泉佐野 | 21/28 | 9/28 | 14/28 | 14/28 | 未定 | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 未定 | 作成していない |
| 泉南 | 田尻 | 5/5 | 2/5 | 4/5 | 4/5 | 設置予定1か所 | している | 民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 作成していない | |
| 泉州 | 泉州 | 0/31 | 0/31 | 18/31 | 18/31 | 未定 | 今後予定 | 民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成中・27年度 |
| 阪南 | 岬 | 7/22 | 0/22 | 4/22 | 4/22 | 未定 | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 未定 | 今後整備予定 |
| 松原 | 松原 | | | | | 予定はないが、状況に応じて学校の保健室や教室機能を福祉避難室として対応します | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 整備計画あり1か所完了 | 作成していない |
| 羽曳野 | 羽曳野 | 6/29 | 6/29 | 6/29 | 6/29 | 設置予定・3か所 | 福祉関係職員を配置し、相談業務・健康管理を行う、会議室等を利用し、小部屋や和室を提供できるので、要配慮者の状況によって収納可能 | 協定はありません | その他の | 完了している | 作成中・27年 |
| 藤井寺 | 藤井寺 | 16/19 | 3/19 | 18/19 | 7/19 | 未定 | している | 公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設 | 民間福祉施設 | 2カ所中1か所完了 | 避難所マニュアルとして整備済み |
| 南河内 | 太子 | 10/13 | 6/13 | 7/13 | 0/13 | 未定 | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 河南 | 河南 | 16/33 | 0/0 | 6/33 | 6/33 | 未定 | 専用トイレはないが手すり等は設置済み | 福祉施設以外の公設施設、民間福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 千早赤阪 | 千早赤阪 | 5 | 2 | 1 | 1 | 未定 | していない | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 富田林 | 富田林 | 8/35 | 8/35 | 33/35 | 28/35 | 予定していない | している | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 大阪狭山 | 大阪狭山 | 14/14 | 2/2 | 14/14 | 14/14 | 予定していない | 避難生活に支障をきたす場合、災害対策本部へ報告後福祉避難所を開設するかどうか判断する | している | 公設福祉施設 | 完了している | 作成していない |
| 河内長野 | 河内長野 | 41 | 41 | 41 | 41 | 未定 | していない | 公設福祉施設 | 民間福祉施設 | 完了している | 作成していない |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈府下市町村〉

| 自治体名 | 指定箇所数と収容人数 | 開設時期 | 周知方法 | 誘導担当 | 運営責任者 | 相互連携 | 必要数確保 |
|-------|---|-----------------|----------------------------|--|------------------------|--------|---|
| 大阪市 | 障害者76か所 高齢者164か所 その他2か所 | 一次避難所開設以降 | 検討中 | 一次避難所担当者、二次避難所施設関係者・自主防災組織に協力を求める場合がある | 通常時施設管理責任者 | その他 | 現在、人員策定要領の整備を進めています。 |
| 堺市 | 対象高齢者3か所13人、障害者3か所652人、高齢者47か所527人、受け入れ予定スベース面積(m) ² ×0.9(半効面積率)割る2m ² (一人当たり面積)=受け入れ人數 | 一次避難所開設以降 | ホームページ | 自分・家族で | 通常時施設管理責任者 | できている | 名簿掲載者以外でも福祉避難所へ収容する可能性があるため、必要な想定が難しい課題である。 |
| 能勢 | 1ヶ所330人 一人当たり1.65m ² | 避難勧告発表時 | ホームページ、民生委員 | 自分・家族、民生委員、自主防災組織 | 通常時施設管理責任者 | できている | 検討課題 |
| 豊能 | 2か所270人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、民生委員 | 一時避難所担当者 | 通常時施設管理責任者 | 整備中 | |
| 池田 | 2か所326人 | 長期避難が予想される場合 | ホームページ、ハザードマップ、広報紙を予定 | 自分・家族で | 特別に配置された行政職員 | できていない | |
| 豊能 箕面 | 対象関わらず1か所。収容人数は発災時の状況により変動するため算定していない。基準は特に定めていません。 | 一次避難所開設以降 | 地区防災委員会 | 地区防災委員会、市生活支援対策部 | 通常時施設管理責任者 | できていない | その他 |
| 豊中 | 50か所530人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、民生委員、防災啓発用冊子、民間広報誌等 | 自分・家族で、自主防災組織やホラティア団体 | 通常時施設管理責任者、社会福祉協議会の職員等 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 茨木 | 8か所 状況により人数は変化 | 定めていない | IHP | 定めていない | 通常時施設管理責任者 | できていない | その他／避難所生活者の数が不明 |
| 高槻 | 16か所 状況により人数は変動、収容人員の基準は検討中 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌 | 自分・家族で | 通常時管理責任者 | できていない | その他／施設の被災状況等により受け入れ数が変動するため、特段の特性による差異は設けていない。ただし、受け入れ要請時に一定の考慮は行う。 |
| 吹田 | 11か所778人 避難者用スペースとして一人当たり5m ² 程度を基準としている | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌 | 自分・家族で | 通常時管理責任者 | できていない | 現在は福祉避難所の指定数の増加に努めている |
| 摂津 | 3か所、基準は検討していない | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌、民生委員 | 自分・家族で | 決めていない | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 枚方 | 23か所290人 民間施設は災害時に状況確認後 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌、民生委員 | 未定 | 通常時施設管理責任者 | できていない | 現在の被災想定分を確保 |
| 交野 | 1か所434人 一人当たり3.3m ² | 避難勧告発表時 | ホームページ | リストを所持する団体等による | 通常時の施設管理整備中 | できていない | その他／協定の発動により確保できると考えている。 |
| 北河内 | 守口 | 障害者13か所、高齢者14か所 | | | 特定していない | 整備中 | |
| 門真 | 2か所、基準は検討していない | | | | | | |
| 四條畷 | 0か所0人 | | | | | | |
| 大東 | | | | | 未定 | 未定 | |

| | | | | | | | |
|------|-------------------------------------|---|------------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|----------------------------|
| 東大阪 | 障害者12か所363人、高齢者20か所742人、その他7か所90人 | 一次避難所開設以降 | 周知しない | 自分・家族で | 通常時管理責任者 | 検討中 | その他 |
| 中河内 | 5か所4071人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌、民生委員 | 災害時要援護者班(内各課で編成) | 特別に配置された行政職員 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 八尾 | 3か所786人 収容人員の基準一人当たり2m ² | ホームページ、広報誌 | ホームページ、SNS、広報車等 | 特別に配置された行政職員、地域自衛隊員 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 | |
| 柏原 | パリアリ化されている | 一次避難所開設以降 | 災ガバーナー、いすみメール、SNS、広報車等 | 自分・家族で | 通常時管理責任者 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 和泉 | 2か所200人 | 状況による | 未定 | 未定 | 通常時管理責任者 | できていない | 未定 |
| 泉州 | 3か所802人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ | 二次避難所配置担当者 | 通常時管理責任者 | できていない | 未定 |
| 高石 | 1か所590人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ | 一次避難所担当者、自分・家族で | 通常時施設管理責任者 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 泉大津 | 11か所 | 一次避難所開設以降 | ホームページ | 委員会 | 通常時施設管理責任者 | できていない | 整備検討中 |
| 忠岡 | 1か所253人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ | 委員会 | 通常時施設管理責任者 | できていない | |
| 岸和田 | | | | | | | |
| 貝塚 | 8か所 | 避難勧告発表時、民間施設は必要に応じて | ホームページ、広報誌、防災フック | 状況により異なる | 通常時施設管理責任者 | 整備中 | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 熊取 | 1か所590人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、防災マップ | 都度検討 | 行政職員 | 必要なし | 検討中 |
| 泉佐野 | 1か所253人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌、民生委員 | その他 | 通常時施設管理責任者 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 田尻 | 3か所収容人数調整中 | 未定 | 委員会 | 委員会、自治会役員を面して取扱 | 通常時施設管理責任者 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するかは未定 |
| 泉南 | 未指定 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、民生委員、その他調査員 | 検討中 | 特別配置行政職員 | できていない | 必要数を整備するかは未定 |
| 阪南 | 1か所150人 | 一次避難所開設以降 | ホームページ、防災マップ | 自分・家族で | 通常時施設管理責任者 | できていない | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 岬 | 4か所773人 | 必要に応じて | ホームページ、広報誌 | 自分・家族で | 通常時管理責任者 | できていない | 整備検討中 |
| 松原 | 11か所2520人 | 避難準備情報発表 | ホームページ、広報誌 | 状況に応じて | 通常時管理責任者 | できていない | |
| 羽曳野 | 3か所・現在見直し中・福祉関係職員を優先的に配慮する。 | 以降 | ホームページ、広報誌 | 状況に応じて | 通常時管理責任者 | できていない | |
| 藤井寺 | 2か所300人 一人当たり3.3m ² | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌 | 自分・家族で、要支援者の状況に応じて職員等が配置 | 通常時施設管理責任者 | できていない | 現況の施設内でできるだけの配慮を行う |
| 南河内 | 太子 1か所 100人 | 一次避難所開設以降 | マップ | 一次避難所担当者 | 通常時管理責任者 | 必要な(いかが)のみ | 未定 |
| 河南 | 5か所 人数等詳細については取り決めていない | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌、民生委員 | 自分・家族で | 通常時管理責任者 | 検討中 | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 千早赤阪 | 0か所0人 | 一時避難所開設以降 | ホームページ | 未定 | 通常時管理責任者 | できていない | |
| 富田林 | 1か所 | 2か所 109人 4.0m ² あたり1人にて収容人員を決定した | 一次避難所開設以降 | ホームページ、広報誌 | 自分・家族 | 未定 | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 大阪狭山 | 0か所0人 | | | | | | 新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中 |
| 河内長野 | | | | | | | |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要 <府下市町村>

| 自治体名 | その他自由記述 | |
|------|--|--|
| 大阪市 | 今後も福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めています。 | |
| 堺市 | 大規模災害時は、行政が被災者一人ひとりに対応することには限界があり、発災直後の避難支援や長期に渡る避難所生活などにおいて、年齢、性別等が異なる住民どうしが互いに助け合いながら乗り越えていくことが重要です。その中でも、障害者や高齢者等の要配慮者などにおいては特に配慮が必要となります。そのためには、要配慮者やその家族が日々「ごみ」、「ゴミ」、「ゴミ」といった、要配慮者の特性や支援できるところなどを理解し、あくまで近所や地域のことが大切になります。また、要配慮者自身も常に、避難場所や避難経路の事前確認や非常持ち出品の準備など、自身でできるべきことは準備しておきたいと思います。現在、多くの自治会や地区組織、民生委員監査委員会員、校区福祉委員会員でも要配慮者の支援の必要性は理解しているのですが、現状ではまだ、要配慮者に対する理解がまだ足りないところが多いです。(障害者施設が山手にある) 地域の要配慮者があります。本市では、今後も避難行動要支援者名簿などの取組みを進めます。また、地域支えの考え方など、自助・共助による取り組みを一層進めたいと考えています。 | |
| 豊能 | 能勢 | |
| 豊能 | 災害時に活用する場合の協定内容(経費負担、保証等) 避難行動要支援者と支援者のマッチングをどう進めしていくか、合図の管理、支援者への情報提供の方法等についてどうするか | |
| 池田 | 災害時ににおける人員の確保(24時間対応可能)、対応マニュアル作成のための調整、施設状況の継続的な把握 | |
| 豊能 | 安否確認制度、要継続支援者制度により要援護者の取り組みについて制度検討している。 | |
| 豊中 | | |
| 茨木 | | |
| 高槻 | 避難行動要支援者名簿の対象者数を考慮すると、福祉避難所の指定数に足りず、今後どのような種別の施設に拡大していくかを検討する必要があります。地域の助け合いによる要援護者支援を実施していくためには、日頃から頭の見えうる関係づくりが重要であるため、当事者自身においても、積極的に地域の参加や避難場所や避難経路の事前確認の実施など、自身のことを地域に知つてもらえるよう働きかけていただきたい。 | |
| 三島 | 名簿登録者のカバー等をするための施設等の確保 | |
| 吹田 | | |
| 守口 | | |
| 門真 | | |
| 四條畷 | 現在、高齢者施設と福祉避難所の開設に向けて話し合いをしているが、障がい者施設に適当なところがない。(障害者施設が山手にある) 地域の中での障害者や高齢者など、災害時における理屈を決める必要がある。 | |
| 大東 | | |

| | | |
|------|--|--|
| 東大阪 | 施設耐震化やハリケンアフター化、スペース及び支援員の確保等による一律の指定基準で可否を判断するのではなく、避難スペースや人的支援のみでも協力可能な施設をあらかじめ確保する等の柔軟な対応が必要である。障がい者の特性に応じた避難支援及び避難後の生活を支援する体制づくりが課題である。 | |
| 河内八尾 | | |
| 柏原 | ・名簿等の活用による避難行動要支援者の把握と、支援者側の体制作りが重要。災害発生時に防災情報から、災害発生時に防災訓練への参画について入手できなければ、災害弱者に対する心配が大きい。その後、要支援者自身の災害に対する備えや防災訓練への参画について啓発したり、平時と平常時の安否確認や災害発生後の避難所生活等、段階ごとの支援を講じたりしていく必要があると考える。 | |
| 和泉 | | |
| 泉州北 | ・地域の中での共助の取り組みが不可欠である | |
| 忠岡 | | |
| 岸和田 | 現在検討中の「避難行動要支援者支援プラン」の内容を回答。但し、問3(7)(8)については現行制度(平成17年からの上上げ方式による要提議者登録制度)による現状の内容を回答 | |
| 貝塚 | | |
| 熊取 | 福祉避難所としての機能を持たせるための対策や支援が行えるのが課題。要支援者と地域住民との日頃からの関係強化を以下に行うかが課題。 | |
| 泉佐野 | | |
| 泉南 | 公共施設に適当な施設がなく、民間施設に頼らざるを得ない。支援者の不足。 | |
| 阪南 | | |
| 岬 | ・小学校と町会の合同訓練を実施し、児童と町会の要援護者の方にも訓練に参加してもらっています。 | |
| 田尻 | | |
| 松原 | ・市の防災総合訓練において、自主防災組織の方が、要援護者役になつて避難誘導訓練を行いました。 | |
| 羽曳野 | | |
| 藤井寺 | 公共交通機関で福祉避難所を増やすことは不可能なので協定等により、社会福祉施設等の利用について訓練を図つていかないといふが、一人ひとりの要支援者に行政がつぶさに支援を行うことは不可能なので、地域における共助の仕組みが割られ、上手機能が必要だと思われる。 | |
| 太子 | 避難所の確保も問題であるが、人員減の中、発災時に対応する職員の確保が問題。 | |
| 河南 | | |
| 千早赤阪 | | |
| 富田林 | | |
| 大阪狭山 | 実際に災害が発生した際は避難所として協定締結する施設で対応ができるかどうか(現状でも尚未状態のため) 制度を多角創設して複雑化させることではなく、基本の支援体制の道筋を示した法整備の実施を求める。(例 災害時要援護者一連連行動要支援者) | |
| 河内長野 | | |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈大阪市区〉

| 担当部署 | 電話番号 | 改正予定 最終計画作成時期 | 作成状況 | 要保護者防災マニュアル | | 周知方法 |
|------------------------|--------------|------------------|-----------------|------------------|---|--------|
| | | | | タイトル／その他 | 対象者 | |
| 都島区 まちづくり推進課 | 06-6882-9902 | 改定作業中・ 27年3月 | 25年3月 作成済み | 大阪市災害時要援護者避難支援計画 | 高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、避難行動要支援者に該当する方 | ホームページ |
| 北区 住民自治課 | 06-6313-9734 | 改定作業中・ 27年3月 | 24年7月 作成済み | 大阪市災害時要援護者避難支援計画 | 高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、避難行動要支援者に該当する方 | ホームページ |
| 淀川区 市民協働課 | 06-6308-9743 | 改定作業中・ 26年中頃 | | 大阪市災害時要援護者避難支援計画 | 高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、避難行動要支援者に該当する方 | ホームページ |
| 東淀川区 市民協働課 | 06-4809-9820 | 予定なし | 25年3月 作成済み | 大阪市災害時要援護者避難支援計画 | 高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、避難行動要支援者に該当する方 | ホームページ |
| 福島区 市民協働課(市民 協働) | | | | | | |
| 此花区 市民協働課 | 06-6466-9504 | | 25年3月 | | | |
| 港区 協働街づくり支援 課 | 06-6576-9881 | 改定作業中・ 27年3月 | 2025年3月 作成済み | 大阪市の準備計画を準用 | 高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、避難行動要支援者に該当する方 | ホームページ |
| 大正区 市民協働課防災防 犯担当 | 06-4394-9958 | 改定作業中・ 27年3月 | 24年7月 作成済み | 大阪市災害時要援護者避難支援計画 | 高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、避難行動要支援者に該当する方 | ホームページ |
| 西淀川区 危機管理安全グ ループ | 06-6478-9895 | 策定作業中 | 支援プラン作りに着手中 | | | |
| 住之江区 政策推進室 | 06-6682-9975 | | 25年3月 | | | |
| 城東区 市民協働課 | 06-6930-9045 | | | | | |
| 東成区 まちづくり推進課 | 06-6977-9042 | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------|--------------|----------------|---------------------|--|--|--|
| 生野区 市民協働課 | 06-6715-9734 | | | | | |
| 旭区 総務部防災担当 | 06-6957-9007 | 大阪市防災 計画改定後 | 25年3月 検討中 | | | |
| 鶴見区 地域活動支援課 | 06-6915-9846 | | 予定なし | | | |
| 平野区 まちづくり推進課 | 06-4302-9734 | | | | | |
| 阿倍野区 企画調整課 | 06-6622-9787 | | | | | |
| 住吉区 地域課 | 06-6694-9734 | | | | | |
| 東住吉区 区民企画課 | 06-4399-9909 | | 未定 | | | |
| 西成区 市民協働課防災担 当 | 06-6659-9734 | | | | | |
| 中央区 市民協働課 | 06-6267-9841 | | 平成25年4 月 作成済み | | | |
| 西区 危機管理課 | 06-6532-9972 | | | | | |
| 天王寺区 市民協働課 | 06-6774-9899 | | | | | |
| 浪速区 市民協働課 | 06-6647-9734 | | | | | |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈大阪市区〉

| | 作成方法 | 伝達・広報 | 要援護者の参加状況 | 避難訓練 |
|------|-------------------------|---------------------------------|-------------|---|
| 府島区 | 内部課が連携して作成、ハブリックコント | ホームページ、広報車、行政無線、SNS | 参加している地域がある | 要援護者参加への工夫 |
| 北区 | 内部課が連携して作成、ハブリックコメント | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している地域がある | |
| 淀川区 | 内部課が連携して作成、ハブリックコメント | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している地域がある | |
| 東淀川区 | 内部課が連携して作成 | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している | |
| 福島区 | | | わからない | 福祉避難所や福祉施設等と連携した訓練の実施。日頃からの連携。 |
| 此花区 | | ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織 | 参加している | 地域で実践していくこととして津波避難しての高所へ避難の際、車いすや担架により雪海へ搬送する訓練を行っている地域がある。 |
| 港区 | 内部課が連携して作成、ハブリックコメントを実施 | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している地域がある | 平常時からの地域との関係づくりが重要 |
| 大正区 | 内部課が連携して作成、ハブリックコメント | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している地域がある | |
| 西淀川区 | | | 参加している地域がある | |
| 住之江区 | | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している地域がある | 地域の防災訓練に参加してもらうよう福祉避難所に呼びかけている |
| 城東区 | | | 参加していない | |
| 東成区 | | | | |

| | 生野区 | | 参加している地域がある | 参加している地域がある |
|------|------------|---------------------------------|--------------------------------------|--|
| 旭区 | 内部課が連携して作成 | ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、SNS | 一部参加している | 一部参加している |
| 鶴見区 | | ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織 | 参加している | 参加している |
| 平野区 | | ホームページ、広報車、行政無線、自治会 | 参加している | 福祉避難所と協力して避難訓練を実施している |
| 阿倍野区 | 内部課が連携して作成 | エアメール、ホームページ、行政無線、自主防災組織、自治会 | 参加している地域がある | 住吉区では災害時要援護者の支援と地域での日常的な見守りを一体のものと捉えた、「住吉区地域見守り支援システム」の構築に取り組んでいる。地域での見守り・支援体制を構築し、要援護者の見守り、また、災害時の避難支援のための個別支援プランを作成していく。その個別支援プランをもとに実際に避難訓練をおこなっていく予定である。 |
| 東住吉区 | | エアメール、ホームページ、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している地域がある | 地域での防災訓練に参加するにあたり、要配慮者を支援する支援者の確保が難しい |
| 西成区 | | | 参加していない | まずは地域との日頃からのつながりを作ることが必要 |
| 中央区 | | エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、目録 | 参加している | 避難所開設訓練ワークショップなどの機会を通じて、町会単位での安否確認万連の実施を呼びかけている。また、地域に所在する福祉施設等の参加を呼びかけている。 |
| 西区 | | | 呼びかけているがほとんど参加がない。施設と協働して参加する訓練を企画中。 | 参加している地域がある |
| 天王寺区 | | | | 参加している地域がある |
| 浪速区 | | | 参加している | 地域により防災訓練の習熟度が異なるため、地域に応じた訓練内容を考える必要がある。 |

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要 <大阪市北>

| 作成状況 | | 作成方式 | 更新頻度 | 更新方法 | 避難行動要支援者名簿の作成 | 要配慮者の把握 |
|------|------------|---------------|--------------|---------------------|---|---------|
| 都島区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 当区が保有する個人情報を利用して更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。 | |
| 北区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 更新頻度は決まっていない | | | |
| 淀川区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 市保有の個人情報をより抽出 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 東淀川区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 関係機関に名簿を提供してもらう | 要介護3以上の人、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の老人、身体障害1、2級、知的障害A、精神障害1級、視覚障害3、4級、音声言語機能障害3級、肢体不自由3級、難病患者の一部、妊娠婦、乳児、外国人 | |
| 福島区 | 作成済み | 同意方式+手上げ方式 | 更新頻度は決まっていない | 本人の届け出時に、随時更新していく方法 | 対象の範囲を定めず、本市の保有情報をから把握するほか、地域の手上げ方式に独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その努力に努めている。単身世帯の高齢者など | |
| 此花区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 市が保有する個人情報を利用して更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 港区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 本市が保有する個人情報を利用して更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 大正区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 本市が保有する個人情報を利用して更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 西淀川区 | 作成済み | 関係機関共有方式+同意方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 市が保有する個人情報を利用して更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 住之江区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 大阪市が保有する個人情報を利用して更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 城東区 | 作成済み・26年5月 | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 1年ごとに定期的に更新 | 把握対象の範囲は定めています。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 | |
| 東成区 | | | | | | |

| | | | | |
|------|--|-------------------------|--------------|--|
| 生野区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 本市が保有する個人情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 |
| 旭区 | 作成中・27年3月 | 手上げ方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 避難に支援を必要とする人 |
| 鶴見区 | 毎年本行により名簿の提供を受け整理を行っている | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 避難行動要支援者以外に特別に要配慮者について把握する予定はない |
| 平野区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 |
| 阿倍野区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めています。 |
| 住吉区 | 大阪市が作成した名簿に基づき要支援者に同意をとり地域に提供するための要支援者支援台帳を順次作成している。 | 関係機関共有方式 +同意方式+手上げ方式 | 2ヶ月ごとに定期的に更新 | 手上げ方式による更新。また年に1回大阪市が保有する個人情報を利用して更新。 |
| 東住吉区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | ひろく周知し、手上げによる登録とともに、地域で手上げによる登録していきます。 |
| 西成区 | 作成済み・19年4月 | 手上げ方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 本市が保有する個人情報を利用して更新 |
| 中央区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 登録者あて郵送にて現況調査を実施、生所登録(基本情報及び他の状態等の変化)必要な支援内容)の有無について調査 |
| 西区 | 作成する方向で検討中 | 関係機関共有方式 +同意方式 | 更新頻度は決まっていない | 本市が保有する個人情報を利用して更新 |
| 天王寺区 | 作成済み | 関係機関共有方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 本市が保有する個人情報を利用して更新 |
| 浪速区 | 作成済み | 関係機関共有方式 +同意方式+手上げ方式 | 1年ごとに定期的に更新 | 独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その把握に努めている。高齢者(75歳以上)、その他、外国人、乳幼児などは今後検討事項 |